

Title	<書評> 中村圭爾著 『六朝江南地域史研究』
Author(s)	川合, 安
Citation	東洋史研究 (2007), 66(3): 442-448
Issue Date	2007-12
URL	https://doi.org/10.14989/138223
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

中村圭爾著

六朝江南地域史研究

川合 安

著者の二十年ほど前の大著『六朝貴族制研究』⁽¹⁾につづく本書は、著者が六朝貴族制研究と併行して進めてきた六朝江南地域史にかかわる論文の集大成ともいうべき大著で、新稿も含めた十九の章から成り、その各章がさらに五つの編に区分される。その編・章名は以下の如くである。

序章 六朝江南地域史研究史

第一編 江南社會と流民

第一章 東晉時期揚州の流民に關する一考察

第二章 東晉南朝における豫州・南豫州について

第三章 南朝政權と南徐州社會

第二編 江南の開發と地域性

第四章 六朝時代三吳地方における開發と水利についての若干

の考察

第五章 六朝江南の地域社會と地域性

第六章 建康と三吳地方

第七章 六朝時期會稽郡の歴史的役割

第三編 江南六朝墓と出土品

第八章 南京附近出土六朝墓に關する二三の問題

第九章 江南六朝墓出土陶甕の一考察

第十章 東晉南朝の碑・墓誌について

補章 江南新出六朝墓と墓誌

第四編 建康研究

第十一章 建康の「都城」について

附章 建康都城の位置に關する一試論

第十二章 建康と水運

第十三章 建康における傳統と革新

附編

第十四章 臺傳——南朝における財政機構——

第十五章 南朝戶籍に關する二問題

第十六章 六朝史と「地域社會」

以下、章をおって、内容の概略を紹介し、あわせて批評を加えることにしたい。

序章では、「ここでいう江南地域とは、主として長江下流南岸、江蘇安徽兩省江南部、浙江省北部に包含された地域」と、江南地域の定義が示され、さらに本書において取り上げる具體的對象の範圍について、「およそ六朝史の研究對象である政治、經濟、社會の諸制度については、その前代の歴史的所産の要素を重視して、研究の範圍にふくめず、もっぱら江南地域に獨特の自然條件や、六朝時代江南にのみみられる歴史的現象に限定したい」と、對象の範圍が明示される。つづいて、わが國における桑原隲藏⁽²⁾以來の研究に加えて、中國における陳寅恪⁽³⁾、譚其驥⁽⁴⁾以來の研究について、

概観と批評が行われる。江南地域在任在職の研究者の業績が詳しく紹介されている点などが、とくに有益である。

第一編は、永嘉の亂後、南遷した流民との関連で江南各地の社會的特徴を究明した論文で構成される。第一章では、とくに揚州の流民をとりあげ、東晉王朝の流民対策全般の考察を行う。まず、中原の良民であった大量の流民が戸籍を失い、揚州の百姓の客・奴となっている事態に對して、太興四年（三三二）、東晉政府はこれを追認しつつも、百姓の戸籍に客として注記する形で、把握しようとしたことが明らかにされる。ここでとくに重要なのは、この措置にかかわる『隋書』食貨志の記事「客皆注家籍」を、客自身の戸籍に、何某の客であると注記したとよむ通説が成立し、客自身を明らかにした点であろう。つぎに、咸和年間（三二六―三三四）の土斷以後、太元年間（三七六―三九六）初期の戸口調査までの流民対策を検討し、戸口調査とそれに基づく戸籍登録が中心であり、それは基本的には揚州境内の流民に經濟的役割をはたさせようという意圖をもっていた、という。最後に、義熙土斷（四二二）をとりあげ、それが東晉の揚州境内流民に對する施策の典型であり、そこには三吳（吳郡・吳興郡・會稽郡）を中心とする江南内地の流民は土着化させて經濟基盤を強化するとともに、長江沿岸部の流民は軍事力量化するという二つの方策が併存していることを明示する。

第二章では、從來ほとんど等閑視されてきた豫州・南豫州をとりあげる。元來、現在の河南省南部を境域としていた豫州は、東晉末、義熙土斷によって、黃河以南、長江以北という廣大な境域を設定された。同時に、この豫州の流民は、「徐兗青三州の晉陵

に居る者」が北府の中心戦力とされたとは異なり、黃籍に登録されて新たに土着化された。そしてこの新舊の住民を包含する廣大な豫州は、劉宋初、永初三年（四二二）、淮水を境に南北に分割され、豫州・南豫州が成立した経緯が明らかにされる。また、豫州の支配者の地位にあった陳郡謝氏など有力士族の大半は豫州境域内ではなく、建康周邊など長江南岸各地に客寓居住していたが、先述の義熙土斷を擔當した謝晦の例から、彼らが豫州への影響力を保持していたことが推測される。東晉期の豫州刺史就任者がいずれも豫州の名族であったことが、この推測を裏付けるが、これに對して、宋・齊時代には、南豫州刺史の大半が宗室、豫州刺史は寒門武人であって、「州の名族に依據するような地方統治が意味をなさないような州民構成の變化が、人口流動の結果生じていることをおもわせるのである」といい、この點についての具體的分析は今後の課題とする。

第三章では、江南の晉陵郡（東晉の北府軍團の據點）等を境域として僑置された南朝期の南徐州をとりあげ、州中正などの州官や州刺史・郡太守の就任者について考察する。南徐州中正は、琅邪王氏と蘭陵蕭氏にはほぼ獨占されており、中正以外の州官就任者には、王氏や蕭氏の下位に位置するとみられる彭城劉氏、東莞劉氏、東莞臧氏、東海徐氏、濟陽江氏などの名がみられる。このことは、南徐州の階層秩序の表現であるという。さらに、注目すべき事實として、舊兗州から南徐州に編入された濟陽郡を本貫とする江氏などが兗・南兗州中正に就任していることを指摘し、「兗州の最有力者の一員であった江氏の地位の慣性的繼續、傳統的本貫への懷舊とならんで、右のような南徐州社會の身分秩序の中で

みずから琅邪の王氏の下位に位置附けざるを得なかつた江氏が選擇した名目上の措置にかかわるものといえよう」と興味深い解釋を提示する。また、州刺史・郡太守の就任者の傾向については、南徐州刺史に宗室を任命するという原則がほぼ南朝を通じて遵守されたほか、南琅邪、南彭城などの重要な僑郡にも多く宗室と南徐州本貫の氏族を配置し、その他の中小僑郡には恩倖、寒門、武人等を配置し、舊民が多数を占める晉陵郡・義興郡には、琅邪王氏等北來の名族を配して、僑民・舊民の編戸掌握を強化しようとするものであつた、という。後半の州刺史・郡太守の就任者の傾向についての分析は簡略であり、もっと深める餘地があるのではなからうか。

第二編は、江南開發および江南各地の地域性にかかわる論文で構成される。第四章は、六朝時代三吳地方の開發を水利事業・施設を中心⁵⁾に究明したもので、初出の公表より二十數年を経過した今日においても、この分野の全面的でしかも詳細な研究としては唯一の論文であり、この方面についての知見を得ようとする者の必讀文獻である。

第五章では、六朝時代の江南地域を、おおまかに晉陵（北府の置かれた京口など）、三吳、建康などの小地域に分けて、軍事的側面での基盤は晉陵にあり、經濟的側面での基盤は三吳にあつたが、政治方面では一貫して晉陵出身の皇帝が三吳出身の官僚と共同統治を行い、さらにこれらの異なる地域を統合するのが首都建康、という圖式を描く。

第六章では、建康とその基盤である三吳地方との關係をとりあげ、三吳地方の經濟的發展が、建康という大量の消費人口集中地

の出現によつて、そのありかたを規定された側面を描き出す。まず、建康の人口について、「二十八萬餘戸」という記載（『太平寰宇記』引『金陵記』）もあるが、郭黎安の研究によつて三、四〇萬人とするのが實情にそう、とする。そのうえで、政府官僚とその關係者や商業従事者、僧尼などの人口構成者に検討を加え、相當な部分は三吳出身者であつたとする。さらに三吳地方から建康へ向けての商品流通や三吳地方の産業を概観し、とくに青瓷の流通や生産に紙数をさき、會稽郡上虞・始寧縣や吳興郡德清縣で生産された青瓷が建康をはじめ江南各地に流通したこと、屯・邸などの山川叢澤の開發に關する組織機構が青瓷の生産にも深くかわつていたのであることなどが明らかにされる。

第七章では、三吳地方のなかでもとくに經濟面での役割の大きかつた會稽郡をとりあげ、産業や流通、社會の變化などについて具體相を描く。

第三編は、考古學的發掘の成果を重要な史料としてとりあげた論文で構成される。第八章では、一九八〇年代初頭までに公表されていた南京附近の六朝墓の形式、規模、所在地を考察したうえで、この時代の特徴を示す宗族墓について検討を加え、とくに江蘇省宜興縣城内で出土した南人豪族の代表的存在であつた義興周氏の墓群（東晉成立以前）が墓域も廣く墳丘も大きいのに對して、南京北郊の琅邪王氏墓群、琅邪顏氏墓群（ともに東晉成立以後）など北人貴族の墓が小規模であることなどを明らかにしている。

第九章では、江南六朝墓出土の副葬陶瓷の種類や組合せについて整理し、その時期的變化や魏晉北朝墓との比較について考察し、あわせて陶瓷の生産と流通についても考究している。

第十章では、東晉南朝の碑・墓誌について、文獻にみえるもの、現存・新出（一九八〇年代初頭まで）のもの、雙方を概観して全體像を示す。六朝の石刻史料をあつかう場合の必讀文獻であるにもかかわらず、初出は科研費の報告書であり一般には閱覧が困難であったから、今回本書に収められたことの意味は大きい。本論文から教えられる點は多岐にわたるが、『藝文類聚』に引用される碑・墓誌と現實のそれとの關係について考察し、「まず碑・誌の文章が製作され、それによつて墓碑・墓誌が刻される一方、銘の部分は作者の文集等に收められ、そこから『藝文類聚』のごとき抜粹がおこなわれたと考えられる」ことを明らかにした點などは、とりわけ注目に値しよう。

補章は、一九八〇年代以降の考古學的資料の増加に對應して、本書のために新たに書き下ろされた章である。南京北郊琅邪王氏墓地で一九九八年以後に出土した墓・墓誌や、一九八四年から八七年にかけて發掘された南京南郊陳郡謝氏の墓・墓誌などについて考察を加えており有益であるが、最新の研究成果などによる補完修正の餘地を残している部分もあり、この點については後述したい。

第四編は、六朝の都、建康に關する論文で構成される。第十一章では、建康のもっとも外側の城壁である「都城」の形態や位置について、建康一帯の水路をてがかりに考察し、朱僕『金陵古蹟圖考』⁽⁸⁾ 以來の通説とは異なり、やや斜めに歪んだ長方形を呈していたという見解を提示する。通説による歴史地圖等で親しんできた建康のイメージは大きく塗り替えられる可能性が大きくなった。この新説を別の側面から補強したのが、附章である。

第十二章では、建康の都市としての形態や機能を大きく規定していたと考えられる水路をとりあげ、宮城・都城や居住區と水路の關係、水運と商業との關係などの概観を示す。本論文によつて華北の都市とは様相を異にする江南の都市、建康の特徴的なありかたの具體像が格段に明らかになってきたといえよう。

第十三章では、中國古代都城發展史のなかに建康を位置づける試みの一環として、漢魏晉北魏の洛陽、曹魏の鄴、唐の長安などと比較して、その傳統的要素と革新的要素とを究明している。

附編は、以上の四編に包攝されない論文で構成される。第十四章では、南朝特有の財政組織である臺傳をとりあげて、その存在が分權的・自立的といわれる南朝の支配體制に、かならずしもそうではない要素―中央集權的要素を見出す。臺傳に關しては、本論文がほとんど唯一の專論であり、貴重な業績である。

第十五章は、南朝の戸籍に關するふたつの論點、戸籍混亂の發端とされる劉宋元嘉二七年（四五〇）の徵發に際しての免除規定の問題と、戸籍記載内容の書きかえ・偽造の問題とをとりあげて考察し、その考察結果をふまえて南朝戸籍では士籍と庶籍とが別個に存在していたという學説を明確に否定した。この士籍が存在したと考えるか否かで、いわゆる六朝貴族の性格が大きく變わってくる大問題であるにもかかわらず、從來曖昧なままにされてきただけに、この問題に決着をつけたことの意義は大きく、江南地域史というよりはむしろ貴族制の研究史のうえで劃期的業績である。

第十六章では、一九八〇年代に、中國史研究の方法概念として提起された「地域社會」の視點を六朝史研究に適用しようとした

場合に留意すべき問題点について、著者自身の實踐經驗もふまえて考察し、「地域社會」にはさまざまな普遍性と特殊性とが交錯しつつ存在する點に留意すべきこと、そこに生きる諸個人の具體的な生までを視野にいたれた「地域」の認識に立つて六朝時代の「地域社會」像をさらに豊かにする必要があることを述べ、一つの個別研究の見取圖として江南社會の地域性を提示する。「地域社會」あるいは「共同體」の視點に觸發された研究は、構造分析の面では確かに有効性を發揮したが、その方法によっては、もれこぼれる部分も少なくないのではないかと著者の危惧、そのもれこぼれた部分をすくいとる試みが本書のテーマ、江南地域史であることが、この章を読むことによつて明確になる。

本書の内容を概観し、必要に応じて論評を加えてきた。六朝時代の江南地域が首都建康、その經濟的基盤である三吳地方、軍事の基盤である晉陵の三つに大きくわけられることが明らかにされ、さらに、建康と三吳地方それぞれの具體相や相互の關係が考古學的成果もまじえながら明示されたことの意味は大きく、今後の研究にも確かな基礎を與えるものとなっている。このような豊富な内容をもつ本書の各編・章の内容は相互に有機的に關連しあつているので、讀者はそのことに留意して本書を読み進める必要がある。この各編・章のつながりという觀點から氣づいた點をつぎに述べてみよう。

本書を読んで第一に氣づく點は、六朝江南地域史という新領域の開拓であるにもかかわらず、序論では、六朝江南地域史にかかわる研究史が禁欲的に淡々と述べられていることである。それは

それで有益なのであるが、讀者としては、やや物足りない印象を受ける。もつとも、この物足りなさも、第十六章をあわせて讀むことによつてかなりの部分解消されるのではあるが、序論の部分にも、第十六章の内容を簡述するなどの工夫があれば、本書を讀み進めるうえで大いに助けとなつたのではないだろうか。

右に述べた序論と第十六章のほかにも、本書を讀む場合、それぞれ別の編に屬していても、あわせて讀まれるべき論文がある。たとえば、第二編の第六章が第四編の諸章と關連することは、わかりやすい例である。また、各章は、ほぼ初出のまま手を加えていないので、第六章で建康の人口を三、四〇萬としながら、第十二章では、百萬をこえるとするようなくいちがいがみられる。これは、第十二章のほうが第六章より前に書かれた論文なので、現在の著者の見解は、第六章の方である。この第六章はまた、青瓷の流通や生産に紙敷をさいている關係上、第三編の第九章とあわせて参照する必要があり、實際に深くかわる内容となっている。右は、各章をあわせて讀む必要のある例だが、本書では關連性が明示されていない場合でも、關連附けて考究する餘地があるのではないかと思われる例もある。たとえば、第二編の第六、七章では、會稽郡など三吳地方から建康への物資流通がとりあげられているが、かかる重要な流通経路に政府が關與することは當然考えられてよいはずであろう。その點で、附編第十四章でとりあげられている臺傳が大いに注目されよう。事實、本章にも會稽郡の臺傳の存在についての指摘がある。にもかかわらず、第六、七章には、臺傳についての論及はみられないのであつて、この點に考究の餘地を残す。その際、本書ではとりあげられていない次の記

事が重要であろう。『宋書』卷七九、文五王・竟陵王誕傳所載の
有司による竟陵王劉誕彈劾文のなかで、劉誕が會稽太守であった
ころの罪状を述べ、

又た太官の東傳、舊と獻御有り。喪亂既に平らぎたるも、猶
お斷邊を加え、珍羞庶品、回して私膳に充つ。

とある。會稽郡には、太官の東傳があつて、物資を中央官廳の太
官へ輸送する役割をはたしていたが、元嘉末(四五三)、文帝が
皇太子に殺害されたことによる内亂がおさまつてからも、劉誕は、
東傳の輸送をさしとめて、その物資を横領したというのである。
ここにみえる東傳は、明らかに墓傳のことであり、會稽から建康
への物資流通を考える場合に重要なてがかりとなることはまちが
いないであろう。

以上が各編・章の内容のつながりという観点から気づいた点で
ある。最後に、第三編補章のところを觸れた、最近の成果によつ
て修正の餘地があるのではないかと思われる点を述べよう。それ
は、南京北郊出土の琅邪王氏墓誌についての知見である。まず、
象山八號墓から出土した墓誌であるが、この墓主については、
『文物』二〇〇〇年第七期所載の報告では、「王企之」とされて
いて、著者もそれに據っている(四一四頁以下)が、羅新・葉焯
『新出魏晉南北朝墓誌疏證』によれば、この人物の字は少及であ
り、名と字の意味の關連からいって、「企之」ではなくて「企
之」と讀むのが正しいとの指摘があり、これに従い王企之とした
ほうがよいのではなからうか。

また、十一號墓の墓主である王康之について、本書では「王彪
之の本傳にはないかれの子か、あるいは王彬最晩年の正室繼室夫

人以外の子の可能性があるが、詳細不明である」(四一八―四一
九頁)とされるが、これも羅新・葉焯の前掲書や張學鋒の論文に
よれば、王彪之子であることが確定されている¹⁾。

右の二點は、最新の研究によつて修正されるべき點であるが、
そのほかにも七號墓の墓主と推定される王彬の兄廣の肩書きを
「右衛將軍荊州刺史」(四一〇頁)とされるが、『晉書』卷七六本
傳によれば、「平南將軍荊州刺史」である。また、王彬の没年
についても、『晉書』卷七六本傳には「卒官、年五十九」とのみ記
されることから、「三三〇年代中葉とみられる」(四一八頁)とさ
れる。この推定は正しいのではあるが、『資治通鑑』卷九五「晉
紀」一七咸康二年(三三六)二月の條の「尙書僕射王彬卒」とい
う記事から、没年を確定してもよいのではなからうか。まことに
ささいな點ではあるが、新出墓誌については、正史など文獻史料
を参照しつつ考究する餘地も残されていると考えられるのである。

以上、本書の内容を、章をおつて概観し、批評を加えたうえで、
各編・章の有機的關連という観点から気づいた點や新出墓誌につ
いての修正意見を述べてきた。評者の力量不足と關心の偏りによ
り、本書の豊富な内容を十分に、また正確に紹介できず、各章に
よつて疏密の大きい紹介となつてしまつた。この點、著者・讀者
の御海容をお願いしたい。本書によつて六朝江南地域史という新
生面が切り拓かれたことは確かなのであり、今後この方面の研究
が盛んになることを期待したい。

註

(1) 中村圭爾『六朝貴族制研究』風間書房、一九八七。

- (2) 桑原隲藏「晉室の南渡と南方の開発」(初出一九一四、『桑原隲藏全集』第一卷、岩波書店、一九六八)。
- (3) 陳寅恪「魏書司馬睿傳江東民族條釋證及推論」(初出一九四三、陳寅恪『金明館叢稿初編』上海古籍出版社、一九八〇)。
- (4) 譚其驥「晉永嘉亂後之民族遷徙」(初出一九三四、譚其驥『長水集』上、人民出版社、一九八七)。
- (5) 中國水利史研究會編「佐藤博士還曆記念中國水利史論集」國書刊行會、一九八一。
- (6) 郭黎安「南京歷史人口的變遷及其原因」(江蘇省社聯歷史學會・江蘇省社會科學院歷史研究所編『江蘇史論考』江蘇古籍出版社、一九八九) 九八頁。
- (7) 河音能平編『比較史の觀點による史料學の總合的研究』一九八八。
- (8) 朱俣『金陵古蹟圖考』商務印書館、一九三六。
- (9) この記事については、拙稿「六朝の帳下について」(『東洋史研究』四八卷二號、一九八九) 一二四頁でとりあげたことがある。なお、東傳の東は、會稽の通稱である東山や、會稽一帯を「東閩」(『南齊書』卷二六王敬則傳) ということなどと共通の表現であろう。東山については、中村氏の本書六〇三頁、「東閩」は、同じく二六四頁にみえる。
- (10) 羅新・葉焯「新出魏晉南北朝墓誌疏證」中華書局、二〇〇五、一八頁。『文選』卷五四、陸機「五等論」に、「蓋企及進取、仕子之常志。」とみえ、李善注によれば、『禮記』檀弓上の「子思曰、先王之制禮也、過之者、俯而就之、不至焉者、跂而及之。」にもとづくというから、羅新・葉焯説が妥當であろう。
- (11) 羅新・葉焯前掲書、一三頁。張學鋒「南京象山東晉王氏家族墓誌研究」(牟發松主編『社會與國家關係視野下的漢唐歷史變遷』華東師範大學出版社、二〇〇六) 三三一頁。その論據は王康之墓誌とともに十一號墓から出土した、王康之の妻何法登の墓誌に「養兄臨之息續之」とあることで、この「兄臨之」を「文物」二〇〇二年第七期所載の報告では何法登の兄とする解釋を示していたがそれは誤りで、王康之の兄であり、『晉書』王彪之傳にみえる彪之の子、臨之にほかならないことが論證されている。
- (12) 『北堂書鈔』卷一三九引『晉起居注』によれば、咸康元年、王彬が「尚書左僕射」に在任していたことも知られ、『資治通鑑』の記載と整合するように思う。

二〇〇六年一〇月 東京 汲古書院
A五判 八六三—一九頁 一五七五〇圓